基本報酬の見直し

概要

- 〇 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- 〇 これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ + 0. 6 1 % の改定財源について、基本報酬に配分する。

【告示改正】

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和5年12月20日)(抄)

令和 6 年度介護報酬改定については、<u>介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ</u>、<u>サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う</u>ことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する(介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

通所リハビリテーション 基本報酬

単位数

○通所リハビリテーション (7時間以上8時間未満の場合)

通常規模型	<現行>		<改定後>	大規模型	<現行> /∥		<改定後>
要介護1	757単位	١	762単位	要介護1	734/708単位	ν.	714単位
要介護 2	897単位		903単位	要介護 2	868/841単位		847単位
要介護3	1,039単位		1,046単位	要介護3	1,006/973単位		983単位
要介護 4	1,206単位	,	1,215単位	要介護4	1,166/1,129単位		1,140単位
要介護 5	1,369単位		1,379単位	要介護 5	1,325/1,282単位		1,300単位

※旧大規模型Ⅰ及びⅡについては廃止し、大規模型に統合する。

※一定の条件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定できることとする。

○介護予防通所リハビリテーション

 要支援 1
 2,053単位/月

 要支援 2
 3,999単位/月



<改定後> 2,268単位/月 4,228単位/月

- 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 5. その他

各サービスの基本報酬

▶ 各サービスの改定事項(再掲)

187

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

改定事項

- 通所リハビリテーション 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(2)③通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、基準該当 サービスの提供の拡充★
- ③ 1(3)8医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★
- ④ 1(3)9退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★
- ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- (7) 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 2(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑨ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑩ 2(1)⑥訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★

200

2. (3)通所リハビリテーション②

改定事項

- ① 2(1)⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価(予 防のみ)
- ② 2(1)①通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し
- ③ 2(1)迎ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★
- (4) 2(2)②通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し
- ⑤ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑥ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ① 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑱ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- (9) 4(2)①運動器機能向上加算の基本報酬への包括化(予防のみ)
- ⑩ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ② 5 ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

改正前

	介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等金実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道確原知事に対し、老健局長が定める様式による国用を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に超げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。 1) 介護職員等特定処遇改善加算出 相当する単位数 2) 介護職員等特定処遇改善加算出。イからこまでにより算定した単位数の1000分の10に 和343とにある。	介護・フェースファブ等支援加算 全部のプロエ労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい るものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、路道体原知事に対し、名徒局長 が定める様式による用出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を 行った場合は、イから二までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定 単位数に加算する。 通子リハビリテーション費 通常規模型リハビリテーション費 通常規模型リハビリテーション費	(1) 内要時間 時間以上 2時間未満の場合 366単位 (1) 要介護 2 395単位 (1) 要介護 3 487単位 (2) 所要時間 2時間以上 3時間未満の場合 486単位 (3) 所要時間 2時間以上 3時間未満の場合 380単位 (4) 要介護 3 436単位 (2) 所要時間 2時間以上 3時間未満の場合 531単位 (3) 要介護 5 531単位 (4) 要介護 5 531単位 (3) 要介護 5 538単位
イからこまでにより算定した単位数の1000分の54に イから二までにより算定した単位数の1000分の53に イからこまでにより算定した単位数の1000分の53に イから二までにより算定した単位数の1000分の41に イからこまでにより算定した単位数の1000分の41に	◇ (1)◇ (2)◇ (3)◇ (4)◇ (5)◇ (6)◇ (7)◇ (7)◇ (1)◇ (2)◇ (3)◇ (4)◇ (5)◇ (6)◇ (7)◇ (7)◇ (8)◇ (1)◇ (1)◇ (2)◇ (3)◇ (4)◇ (5)◇ (6)◇ (7)◇ (7)◇ (7)◇ (8)◇ (9)◇ (1)◇ (1)◇ (1)◇ (2)◇ (3)◇ (4)◇ (4)◇ (5)◇ (6)◇ (7)◇ (7)◇ (8)◇ (8)◇ (9)◇ (1)◇ (1)	(本) (**)	13 269 14 14 15 15 15 15 15 15
進改者,加第(V)(9) 過收等加算(V)(1) 過收等加算(V)(1) 過收等加算(V)(1)	<u>세박守る平位炎</u> (취조)	(別名) 7 通売リハビリテーション費 7 通売リハビリテーション費 7 通名処職型リハジリデーツコVサ	(1) 内奥 时间 时间以上 2 时間未到 20 場合

(3) 所要時間3時間以上4時間未難の場合(3) 所要時間3時間以上4時間未難の場合(1) 野介護1(1) 再々返り		定	488単位
11. 极介藏 2. 11. 数介藏 3.	565年7 <u>位</u> 643年7 <u>位</u>	二 政治滅功 政治滅功 政党撤犯	961平位 938年位
	743年代		738単位
国 更介護5	842単位	国 双介戰 2	7) 迪988
금		357	
	563 単位		母出6时
	642年4位	三 被介織2	637年存
江 與介護3	730単位	河 財介戦3	725単位
河 双介號4	844単位	啊 现介體4	738 基本
河 要介護5	957年位	河 政介践5	950単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
工 聚分攤]	型	工 羽ぐ難し	518単位
() 契介護 2	型 4882	(1) 现介護2	733単位
J 双介觀 3	852単位	① 时介戴3	246単位
呵 双介護4	- 887単位	刺 双介戴4	79096
(元) 数介穫 5	1,120年位	14) 按介綴5	1,112単位
(6) 重要時間6時間以上7時間未満の場合		(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
工 財介職 1	715年位	工 更介護1	710萬位
(1) 要介護2	850単位	(1) 现介競2	844単位
1.0 財介概3	<u> </u>	(1) 財介職3	974単位
夏 財介織人	1,137年位	■ 財介職人	1,129単位
15、聚介觀 5	1,290年位	周 製介機5	1,281単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
二) 数介織工	762年位	(1) 数介瀬上	757単位
① 製介觀2	903年代	① 數介鐵2	897年位
() 要介織3	1,0/6年位	(1) 极介概3	1,039単位
回 股介機工	1,215年位	刨 安介養4	1,206単位
国 要介護5	1,379年位	河	7)独698(1
大規模型通済リハビリテーション費		大規模型通序リハビリテーション費(1)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合		(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
1. 政分職	357単位	工 救企織工	361班偿
1. 聚介織 2	388年位	② 要介護2	392単位
11. 聚个攤 3	415年位	1. 東介觀 3	421単位
河 要介護4	445年位	回 要介護4	720萬位
河 更介護 5	475年位	闽 双介践 5	481単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合			
() 政介践]	372年位		875単位
丁 概を据っ	49:112-64	11 開入部で	TH 400 POP

- 1880年	544時代	801年位		477単位	254単位	030単位	727单位	824年校		240单位	626単位	711単位	75年128	932単位		299年位	709単位	沙東618	沙東056	1,077単位		594単位	824単位	953単位	1,102単位	1,252単位		734单位	办	1,006単位	1,166時位	1,325班代			353単位	384単位	411単位	441単位	103年69年
(1) 整介鐵3			(3) 所数時間3時間以上4時間未満の場合	(1) 敕介織	(1) 双介護2	回 吸介護3	呵	国 数介觀 5	(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	工 双介觀 1	(1) 股介護2	① 財子観3	回 政介親 4	国 要介護5	(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	() 双介践 1	① 政企搬2	(1) 要介觀3	回 更介護力	国 要介護5	(6) 近要時間 6 時間以上7 時間未満の場合	工 政企搬上	① 安介觀2	① 政介戰3	国 数分瀬4	(4) 東介織5	(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	工 永수織一	三 東수戦の	① 要介護3	则 双介践 4	医 数分織5	// 大規模型油がリハビリテーション費用	(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	江 要介護1	,			
182単位	少洪(4)	591年位		470年位	547年位	623年位	719年位	816年位		525年位	611年位	696年位	初声508	912単位		584単位	692年位	800単位	929年位	1,053年位		675年位	802単位	926年位	1,077年位	1,22/1年位		714単位	列車4次	983単位	1,140样位	1,300年位							
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(3) 所效時間3時間以上4時間未薪の3数台	二) 数介鐵 一	(1) 双介號 2	回 要介護3	呵	回 数介鐵5	(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	工 欧介縣 1	(1) 要介護 2	① 取介職3	塱 联介競斗	■ 要介養5	(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	() 双介磷 1	1. 数介織2	1. 小野子職3	ini 现价觀 4	国 要介護5	(6) 「所要時間6時間以上7時間未満の場合	丁 好介織 一	(1) 製介護2	(1) 財介戦 3	夏 数介徴 4	(4) 製介穫5	(7) 近要時間7時間以上8時間未満の場合	1. 股介機	1. 聚介職 2	证 聚介觀 3	第二双介据4	10 一数介織 2	(空)						

(号 83 策校号)

日馴金 日己1月8年3時令

227

辦

湨

	② 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
		<u> </u>
	(4) 要介護2	<u>-</u>
	(1) 要介護3 477単位。	砂
	99 按介護4 531単位	李
	② 数字搬5	 登
	予要時間3時間以上4時間未満の場合	
	I	<u></u>
	林 介織2	- H
	① B 女子職 3 816単位	
	<u> </u>	生
	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
		一
	(1) 双介護 2 306 単位	<u>₩</u>
	(1) 製介選3 589単位	
	则 现介碳4	 強
	(A) 製介穫5 (A) 製介穫5	791
	[5] 「所要時間5時間以上6時間未満の場合	
	(4) 数介. 億 1 57944. 位	
	<u></u>	<u>-</u>
	(1) 数介(概3) 7983単位	桥
		 強
	国	-
	時間以上7時間未淌の場合	
	<u> </u>	<u> </u>
	<u>数介. 68.2</u>	
	<u> </u>	
	数分職 7	<u></u>
	国 双介護 5 1,211単位	<u></u>
	時間以上8 時間末満の場合	
		-
		<u>-</u>
	(1) 建介糖 3 973単位	
	数介. () 4 人	
	EN.	<u>절</u>
	(留) 一切	
2分側大用が定める基準を満たさない場合は、高端を暗得防止措置未実施減算して3月12年 1425 で 1000 カンドー 1000 キャー 1000 キャング・デージョン 1000 キャント 1000 キャント	(刘歆)	
産生位数の1904の154 当する中位数の所定中位数から域はする。	A Line of the Control	
労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務酸気に四本策定値算として、		
(の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。		

(号 83 第24号)

犐

利用者数が減少した月の数を月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の 3 に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するため の経営政府に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加 **承リとカリアーソコソ基 淡字音巻き合っ 若船街承リスカリアー ソコンを作りを移在合き、** 第の期間が終了した月の翌月かの3月以内に碾か、引き続き抽象することができる。

5 子(1)及びロ(1)について、指定国宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、 理学療法士、作業療法士文は言語聴覚士を専従かつ常勲で2名以上配置している事業所 ほういては、1日につき30単位を所定単位数に占領する

する方法により、都道所県知事に対し、名煙局長が定める様式による雇用を行った指定 ションマネジメント所算として、次に掲げる区分にはじ、1月につき次に掲げる単位数 **ハンニテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して認明し、利用者の同意を** 得た場合、1月につき270単位を加算する。ただし、次に构げるいずわかの加算を算定 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報性理組織を使用 **通所したビリテーション事業所の医師、理学療法11、作業療法11、通語職簿11その種の** を引発単位数に加算する。からに、通序リスピンテーション計画にわなて、指接通序リ 破種の者が共同し、鍬統的にサハビリテーションの質を管理した場合は、サハビリテー している場合においては、次に掲げるその他の加鑑は算定です。注15人は注1817者しく t道2年で発達している場合は、サハビリテーションマネジメント加算らは算定しない。

こくカロデーションをネジメント層質的

ロープンガンゲーションスネジメント哲学芸

シープンピリテーションスネジメント加強(学)

(1) 通過リスピリテーション計画を利用者又はその家族に配用し、利用者の同意を得 たまの属する月から記算して6月以内の期間のリスピリテーションの質を管理した

場合 (2) 当後日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの資を菅 173年位 其した配合

ずるための経営政査に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合 は、当該加算の期間が終了した月の翌日から3月以内に限り、引き続き加算することが 超えて、理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上を専従かつ常勤で2名以上配置してい

る事業所については、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

3 イ(1、ロ()及びハ()について、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を

用する方法だより、都道府県知事だ対し、老種局長が定める様式だよる届出を行った特 **宮油屋リハピリテーション事業率さないに、推定通承リスピリテーションを行った場合** には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の 100分の3に相当する単位液を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応

イからハ末においない、感染症又は炎性(厚土労働人田が認めるものはほる。)の治生 を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度におけ る月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、電子信頼処理組織を使

1 - 才及2月にしい行、緊紮備又は終史(両生治療大田が認めるもの行題を1の終生後再

口とする利用者数の減少が生じ、当該人の利用者数の実績が当該月の前年度における月

る方法により、都道有果知事に対し、老健局法が定める様式による届出を行った指定通

平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、雪子信報処理組織を使用す

7~7

する方法により、部道所果知事に対し、名権局長が定める様式による届出を行った指定 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお - |-| 別に原生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用 **通所リハビリテーション事業所の反應、理学療法は、作業療法は、通語職績上その他の** ションマネジメント国籍とした、女に掲げる因から成じ、「中にしる女に掲げる単位教 繊細の者が共同し、鉄統的にリハビリテーションの資を管理した場合は、サハビリテー いては、次に過げるその他の加算は算定しない。

イーコスカリデーショントペジメント信仰スイ

0.3

ローリンピリア・ションスネジメント哲学スロ $(1) \cdot (2)$

フェリスピリアーションスペジメント信律原子

(1) 猫所リハビリデーション中国を割用者又はその家族に配用し、割用者の国演を得 た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した

- 場合 (2) - 当該日の属する月から起算して6.日を超えた期間のリハビリテーションの資金管

コスピリアーションスペジメント管練返出

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に関切し、利用者の同意を得 た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した

548单位 | 場合 $| \psi \rangle$ | 当該 $| \psi \rangle$ | の同する $| \psi \rangle$ の記憶して $| \psi \rangle$ 日を超えた関間のリハビリテーションの質を管 可した場合

具

- 11 医師文は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士者とくは言語職院士が、利用者に対して、その規院(所)日文は認定日から起達して3月以内の期間に、個別リハビリデーションを集中的に行った場合、短期集中制別リハビリデーション実施加算として、1月につき116単位を所定単位数に加算する、ただし、注12又は注13を算定している場合は、算定しない。
 2 日につき116単位を正定単位数に加算する、ただし、注12又は注13を算定している場合は、算定しない。
- 2 別に与任労働人臣が定める事事に適合し、かつ、別に早任労働人臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道商県知事に対し、老権局長が定める様式による雇用を行った指定通所リハビリテーション形態所において、総知症であると区師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師文は医師の指示を受けた理学療法し、作業療法し若しくは言語職賃上が、イニンいてはその退院(所)日文は通所開始しの「雇する日から記算して3月以内の期間に、ロについてはその退院(所)日文は通所開始しの属する日から記算して3月以内の期間にリハビリデーションを集中的に行った場合は、記述といる、火に掲げる単位数を所定単位数に向いては2000年だし、次に掲げる単位数と所には、イについては1月につき、2000年によりを集中的には、第2000年では1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に関する。 をだし、次に掲げるのずれかの加算を算定している場合にお、次に掲げるその他の制算は算定しず、短期集中値別リハビリデーション実施加算文は注目3を算定している場合においては、第2000年の可算は算定とない。

イ・ロ (語)

3 別に厚生労働人団が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働人団が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、報道所属却上に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、報道所属却上に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、報道所属知道、自行行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を密まえたリハビリテーションが対所が、自己デーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、自治行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテ、ション実施計画に基づく指在通道リハビリテーション実施加算として、リハビリテ、ション実施計画に基づく指在通道リンビリテーションとが加速して、リハビリテ、ション実施計画に基づく指在通道リンビリテーションとが加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指に通道リンビリテーションとが加算としている場合においては、算定しない、また、短尾集中間別リハビリテーション技施加算支持。超級企業によりこの単位を済むする必要性についてリバビリテーション技施加算支持定している場合においては、利用者の会性地振びによりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション支護を知ら高により合意した場合を除さ、この加算は算定しない。

5 次に掲げるのずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道庫果知事に対し、老健局長が定める構式による面田を行った指定値所りいどリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養上が介護機員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この性において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメントが算とし

- 9 医師文は医師の指示を受けた理学療法士、作業機法士文は言語権質士が、利用者に対して、その状態(所)日文は認定日から起境して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、原期集中勧州リハビリデーション実施証算として、1日につき119単位を再定単位数に加算する。ただし、注10支は注11を算定している場合は、につき119単位を再定単位数に加算する。ただし、注10支は注11を算定している場合は、
- 10 別に厚生労働人臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働人臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子指標処理組織を使用する方法により、都道春県知事に対し、老健局長が定める様式とよる雇用を行った指定通所リハビリテーションを発所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の収益が見込まれると判断されたものに対して、区間又は区師の指示を受けた理学療法は、作業療法に対ける許利を判断されたものに対して、区間又は区師の指示を受けた理学療法は、作業療法に対けると判断されたものに対して、区間又は区師の指示を受けた理学療法は、作業療法に対抗の期間に、ロについてはその規範(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその規範(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、近日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる中のでは、対に掲げる中では、次に掲げるその他の申算は算定です、短期集中値別リハビリテーション実施力算又は注目を算定している場合におりては、算定しない。

イ・ロ (鬼)

 11 別に厚土労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚土労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、路道者県担害に 対し、老権局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリデーションが対所が、 住籍行為の内容の方式を図るための目標及び当該目標を確まえたリハビリデーション的 は適内容等をリハビリデーション実施計画にあらかじめ定めて、超田者に対して、リハ ビリデーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生 落行為向上リハビリデーションの利用を用給して、リハビリデーション実施計画に出づく 打定通所リハビリテーションの利用を用給した。リアビリデーション実施計画に出づく 打定通所リハビリテーションの利用を開始した、リンビリデーション実施計画に出づく 打定通所リハビリテーションとが指導をして、リンビリデーション実施計画に出づく とリテーション大値計算文は認道を開始に中位数に加算する。ただし、地関集中間別リハ ピリテーション大値計算文は認道を指揮が中位数に加算する。ただし、地関集中間別リハ ビリテーション大値計算文は認道を指揮が全様に中値別リハビリデーション実施制算文は 認道を指導をには、第2000年を予定が重要を提出できた。 も2000年を行びするの表格にしていた場合においては、利用者の は当出票をによりこの記算を算定するの表格についてリハビリテーション会議(指定日 も300年に入事準第88条第5月に現在するリハビリテーション会議(指定日 を300年の高速度算定しない。

釜

3 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、構通体別和事に対し、老伽馬長が定める様式による中田を行った指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理学養上が介養観員等と共同して栄養とセスメント (利用者ごとの低栄養状態のリスク及が解決すべき迅過を指揮することをいう。以下この社において同じ。を行った場合は、栄養アセスメント加算とし

具

(号 83 第24号)

日馴金 日己1月5年3時令

189

₩ 1]

て、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の 単定に係る栄養改革サービスを受けている門及び出談栄養改革サービスが終了した日の 属するロボジにリハビリデーションマネジメント哲学/Yを学定している場合は、学定し

(工)~(4) (脂)

は何上に資すると認められるもの(以下この)において「山麓機能向上サービス」とい 第37名。ただし、次合物が多いがれかの割砂を算備している場合においては、次合物が るその色の石質に質点です。リハビリデーションスネジメント石質の各種部している場 どスを引き結ざ行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定すること <u>16・17 (略)</u> 18 別に厚生労働人団が定める基準は適合しているものとして、電子情報処理組織を使用 食・臓下機能に因する劉織の指導者にくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又 ういを行った場合は、中盤機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以 内の期間に限り1.1.1.2.2.1.4を限決さいに1回にしま次に指定を単位数を展出単位数に制 合は、日流機能向上加算自及が明ロは算定しない。また、日流機能向上サービスの開始 陸線能の向上を目的として、個別的に実施される口腔治療の指導者しては実施又は技 する方法により、都道所県知事に対し、老権局長が定める様式による届出を行い、かつ、 中腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者は対して、当談利用者の口 から30ゴとの利用者の口配機能の評価の結果、口配機能が向上がず、口配機能向上サー がでゆる。

口配機信用工制料用

具

○ □ 中整機能向上加算(0.7イ

口腔機能向上短伸侧口

又は要介護5である者に限る。)に対して、計画的な区学的管理のもと、指定通所リハビ 19 (嗎) 20 別に早生労働人臣が定める状態にある利用者(東介護状態区分が東介護3,東介護1 20 別に早生労働人臣が定める状態にある利用者(東介護状態区分が東介護3.東介護1 リテーションを行った場合に、重戊療薬管理加算として、1月につき100単位を所定等 位後に加算する。ただし、イエ及びロエを算定している場合は、算定しない。

 $11 \sim 17$

注:病院又は診療所に人院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所 過報再共工程與問題

の医師又は理学療法士、作業療法士者じくは己語聴覚上が、過路前カンファレンスは参加 はその家族に対して、在治でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行う、その内 し、遺院時共同指導(旅院ス院砂械所の主治の区割、理学機法士、作業機法士、主治機治 **猝を打治さの通所リスピリテーション空国互反映さむることをなりこを行った後に、当該** 各に対する初回の指定催所リハビリテーションを行った場合に、当該退席につき1回に限 1.その他の従業者との聞き当該者の状況等に関する情報を相互に共有したこで、 り、所信用位数参加にする。

て、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の 算定に係る光養改善サービスを受けている ||及び当談栄養改革サービスが終了した日の 属するりは、算定しない。

 $(\mathbb{R}) \sim (\mathbb{T})$

<u>14・15 (略)</u> 1<u>6 別に厚生労働人臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織総を使用</u> 発向上が強さると認められるもの(以下かの違うなり、「口強癥結向上を一足と」とい 内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき状に描げる単位数を更定単位数に加 るその他の加算は算定しない。また、山麓機能向上サービスの開始から3月ごとの利用 整機能の向上を目的として、個別的な実施される口腔治療の指導者しくは実施スは様 食・場下機能に因うる劉嶽の指導者しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又 う。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以 算する。ただし、次は特げるいずれかの世跡を急定している場合においては、次に特げ 古の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上さず、口腔機能向上の上にスを引き続き行 する方法により、部道所果知事に対し、老権局長が定める様式による届出を行い、かつ、 中部機能が低いしいなる利用権大統全のおそれのある利用権で対して、当家利用権の口 りことが必要と認められる利用者については、引き結合質定することができる。

 \equiv

口類機能回一世球形 \odot

(経済

155年企 160単位

160単位

(報報)

17 (略) 18 別に早生労働人臣が定める状態にある利川者(東介儀状態区分が東介護3,東介護4 18 別に早生労働人臣が定める状態にある利川者(東介儀状態区分が東介護3,東介護4 又は東介鐵5である者に限る。)に対して、中国的な区学的管理のもと、指定通所リハビ リテーションを行った場合に、重皮療養管理加算として、1日につき100単位を所定単 代数に加算する。ただし、イ(I)、Li(L)及び/NI)を算定している場合は、算定しない。

19~2Z (紫紫)

500平仓

警

兴 !!

犐

个瓶瓶口乳站记录池台弹 <

283

ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県加事に対し、老舗局長 指電通承リスプリテーションを作った場合は、当該基準で超げる区分に従う、次に超げ 往1.別に厚生労働人臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改革等を実施している る単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるのずわかの加算を算定している が治める様式による雇用を行った指定通所リスピリテーション事業所が、利用者に対し、 場合においては、火に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相 Yi する単位数
 - イからおまじたより単定した単位数の1000分の83に相 介無鐵口等処遇改法部第田 当ずる単位数

(号 83 第24号)

- イからホまじたより登定した単位数の1000分の66に相 介職職員等処遇改派事群制 出する単位数 <u>ල</u>
- イからホまでにより算定した単位数の1000分の53に相 (4) 个践議员协知通改费加贷项 当する単位数
- | 介和2年3月31日までの間、別に厚生労働人にが定める基準に適合する介護職員等の といいアーションを作った整在は、当数場色に描きる又分に結び、次に描げる単位数を 賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、博 道府県知事に対し、老館局長が定める様式による同田を行った指定通所リハピリテー ション事業所(注)の加算を算定しているものを除く)が、利用者に対し、相定通所リ 子定単位数に出送する。 ただし、女育特げるちずかかの打算を禁定している場合におい 言は、次に指げるその何の加速は逆にない
 - イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に 个機械口等知過改造中(A/NII) **州江中名单位数**
- イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に イからかまでにより算定した単位数の1000分の73に 全概被重新范围改制。(A)(2) 全體模式特別過及框加算(Vita) **州当する単位淡**

33

日馴金

- イから氷までにより算定した単位数の1000分の70に 介織織員等処遇改善加算[7][4] 右に与る単存数 I
 - イからさまだにより算定した単位数の1000分の53に 介護銀員等処遇改華Jnf算/Vji5ji 石当する単位数 是出立 化甲硅物 اوز
- イからおまでにより祭定した単位数の1000分の30に 全職無口染色過表宗皇(学)(7)(6) 相当する単位数 9

日己1月5年3時令

- イからホまでにより算定した単位数の1000分の58に イからホまでにより算定した単位数の1006分の56に 介護織員等処遇改善部算別的 介護被員等処遇改善加算(V)(8) 41当ずる単位数
- イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 右に立る理算数

41.14.7.2.単位数

イからかまでにより算定した単位数の1000分の48に 介養銀員等処遇故善加算[5010] 石当する単位数 ۱E

个無職囚犯過改計加算

ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、部道所県知事に対し、老健局長が 定める様式による届出を行った指定通所にハビリテーション事業所が、利用者に対し、指 **治治所リハビリテーションを行った場合は、半該基準に掲げる区分に従い、合和6年5月** 生 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護戦日の賃金の改革等を実施している 31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいす行か の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の通算は算定しない。

- [1] 全護職長処遇改善加算[1] イからおまでにより算定した単位数の1900分の47に平当す イからままでにより算定した単位数の1900分の34に相当す 介演職員処遇政治制算用 る単位数 <u>@</u>|
- イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当す 介養職員処遇收許加算軍 る単位数 ලි|

(教験)

る斗位数

具

犐

 (2) 介無線員等処遇改革が開いますでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算が削縮 イからホまでにより算定した単位数の1000分の45に イ	(阳조.)	8 短期入所生活介護費 (11日につき) イーチ (略) じ <u>介護</u> 戦員等処遇改善加算 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護監員等の賃金の改善等を実施している ものとして、電子情報処理雑級を使用する方法により、都適所県知事に対し、指定 が定める様式による雇用を行った指定短期人所生活介護等窓所が、利用者に対し、指定 所加入所生活介護を行った場合は、当該基準における内分で従い、次における中位数を 所定中位数に削算する。次だは明るいは別るいうとかの打算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に 相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に 相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に (4) 介護職員等処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の2018に (5) 介護職員等処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の2018に (6) 介護機員等処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の2018に	「立る単位後
(岩 83 第代号)	舽	宣 令和6年3月15日 金曜日	233

るものとして、当子情報処型組織験を使用する方法により、構道確果知事に対し、老種助表

指定通所リハビリデーションを行った場合は、イからかまでにより算定した単位数の1000

分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 短週入所生活介護費 (1日につき)

介德戰員処遇改爭加算

が定める様式による居出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、

注 別に厚生労働大臣が定める某準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい

介護職員等ペースアップ等支援加算

相当する単位数

(主) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の資金の改善等を実施している ものとして、電子情報処理知識を使用する方法により、都道権県知事に対し、老健局長が 定める様式による届出を行った指定独関人所生活介護事業所が、利用者に対し、指定批関 定める様式による届出を行った指定独関人所生活介護事業所が、利用者に対し、指定批関 ①) 介護職員処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1900分の83に42当す

大声生活分級を作うを整化は、当該場所に描述る区がは信じ、合和6年5月31日までの間、

次に指げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずやかの加算を算定し

ている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イからチまでにより算定した単位数の1000分の33に相当す

(3) 介護職員処遇改善加算軍

② 介護職員処遇改善加第(0)

る単位数

イからチまでにより算定した単位数の1000分の60に相当す

るものとして、電子情報処型組織験を使用する方法により、都道府県知事に対し、老種周長

が定める様式による用出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、

位に早生労働人臣が定める。基準に適合している介護機員等の賃金の政済等を実施している

介護職員等特定処遇改善加算

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合

においては、火に掲げるその他の加算は算定しない。

産当する年位数

(1) 介護職員等特定処遇政警加第(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に

[2] 介養職員等特定処遇改善加算団 イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に

指定通承リハビリテーションを行った場合は、当該法準に指げる区分に従い、次に権ごる

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(令和6年6月改正)

769

改正前

用の額の算定に関する基準(平成12年原生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護 給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉 ビスのチ、介護保価施設サービスのリ指しくは介護区療院サービスのヲに見定する厚生 労働大臣が定める選挙に定める管理宗教上の員教を超えて管理宗教上を置いているもの 又は落動の管理発養士を1名以上記置しているものに限る。)又は栄養士会が運費する祭 強ケア・ステーションとの連携により確保した管理炎強力が、計画的な医学的管理を 作っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養が出れ係る指数提供及び指 導又は功言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居任する建物に居住する者 節が、当核利用者の急性項悪等により一時的に凝回の栄養管理を行う必要がある旨の特 別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は 第定に関する基準(平成12年原生名古示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費員 のうち、当該指定介護予防配名横護管理指導事業所の管理条権士が、国一口に指定介護 2時居治療養管理指導を行っているものをいる。)の人数に従い、1月に2回を限度とし て、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的精理を行っている医 助言を行ったときは、その指示の口から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を 位数表(以下:指定施設サービス等介護給付費単位数表 というこの介護福祉施設サー 取成として、所定単位数を算定する。

(号 83 第24号)

(量) スープ

個科類生士制が行う場合 长

擗

(五) 単一質参配信者 一人音楽いら作う場合

11.建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 2

(3) (1)及び(2)以外の場合

295年位 任宅の利用者であって通院が困難なものに対して、次に指げるいずれの選挙にも適合 才る指定介護子防居治療養管理指導事業所(指述介護子防サービス基準第88条第1項等 号に規定する指定介護予防局を敷養管理指導事業所をいう。以下この注から注1まで 当該利用者に対して訪問協科診療を行った協科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問 し、実地指導を行った場合に、甲・建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する 者のうち、当該指定介護予防用宅標義管型指導事業所の歯科衛生士等が、同一日に指定 介護予防団治療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。)の人数に従い、1月に4回 において同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、 (がん未期の利用者については、1月に6回)を限度として、所定単位数を算定する。 . 只

(登) ストナ (聖) $2 \sim 7$ 全縁で隔留座リスジリケーション類(1 月につき) イー 全職予防運売リスピリオーション軸 ı

(1) 數以職工

日己1月5年3時令

(2) 要支援 3 (望) 二 灯

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、 よして、明定単位数の190分の11台相当する単位数を所定単位数から減算する。 肝治甲位数の100分の1に相当する単位数を所治甲位数から減算する。

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢を追待防止措置未実施減算

01

361単位 協設サービスのく、全銭保価指数サービスのトだしくは介護区券院サービスのメロ思定 する月生労働大臣が定める基準に定める管理栄養上の員数を超えて管理栄養上を置いて 営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養しが、計画的な医学的 笹型を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供 及び指導又は助言を行った場合に、単一建物品任者(当該利用者が居任する建物に居任 する者のうち、当該指定介護予切居宅横養管理指導事業所の管理栄養主が、同一口は持 **記介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を暇** 325年代 (3) (1)及び(2)以外の場合 注目 任宅の利用者であって通覧又は通所が困難なものに対して、次に掲げるおうれの基準 いる。)が、当該利用者に対して訪問该幹診療を行った接着医師の指示に基づき、当該利 いるもの又は発動の節型茶瀬士を1名以上配置しているものに最る。)人は米瀬士会が道 にも適合する指定介護子助居宅療養管理指導事業所(指定介護子助サービス基準第88条 第1項第1号に規定する指定介護予防居宅機養管理指導事業所をいう。以下この注から 汽4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保護師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」 単一建物用価値の人以上の人以下に対しに行う場合 (1) 単一部物匠缶を三人に対して行う場合 **展出して、屋伊斯位後の輝信せる。** 個科価生士物が行う数の 曾 イーン $2 \sim 7$ Si

1;

362单位

326年位

用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物 に居在する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生主等が、同 一月に指定介護予助正治療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。)の人数に従い、 1.月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

一 ミーナ (a) $2\sim 7$ 全級を配通序コスアルアーアコソ教(1 五きしぬ) 全職予存活デラスパッドーション軸 Υ. ı

(2) 玻支数 2 (1) 费火餐1

2.268年在 1,228単位

2,053平位 3,399年位

> (室) _ ∰

(経済)

経感

36

具

日點金

要支援 2 (એ

コ

(号 83 第24号)

犐

日馴金 日己1月5年3時令 969

に指定企業子店角所リスプリテーションを行っと適は、1 月にら適次に掲げる単位数を 10 利用者に対して、別に厚生労働人臣が定める要件を満たさない場合であって、指定介 織予防通所サハビサデーションの利用を開発した日の属する月から起算して12月金越え 所定単位数から被算する。

(三) 以支援1

130単位 240単位

灭支援2 3

灭支援1

40単位 20単位

> コ 900年位 やの内容を在治さの介観が隔留デリスプリデーション学画音文製みあらけれるこの)を **対院又は影様所に入院中の者が決院するに当たり、指定介護予防通所リスピリテーショ** ソ手業所の医師文は理学療法士、作業療法士者しくは言語問覚士が、 退除前カソファレン 半該者又はその家族に対して、在治さのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い。 作った後に、出数推合対応を参加の2指語を観け野国界のスポリピーションを作った整布は、 ご静聴党士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、 スに参加し、退船時共同指導(病院又は診療所の上治の医師、理学療法は、作業療法に 当該退院につき「回に職り、所定単位数を担贷する。 烂

こ 米淑アカスメソア宮野

50年位 注:次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方 する。ただし、当該利用者が栄養改善加算文は、体的ゲービス提供加算の算がに係る采摘 戦争防御所リハンリテーション事業所が、利用者自然して、管理条義上が介護戰員等と共 ることをいう。以下この汽において同じ』、を行った場合は、1月につき所定単位数を加算 安善サービスを受かている間及び当該栄養改善サービスが終了した口の属する月は、知治 法さまり、推道府県知事に対し、老健局長が電影る様式による届出を行う、かり、指定企 同して栄養アセスメント(利用者ごとの概念養状態のリスク及び解決すべき難既を把握す V#\4-

(全) (登)

(Si) く~!!

化的计一尺 人提供加算

480単位 る方法により、都道所果知事に対し、老健局長が定める様式による国用を行った指定介護 予防通所リハビリテーション事業予が、利用者に対し、業業改革サービス及び口腔機能向 71. 別に厚生労働人にが定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用す Fサービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、<u>コヌ</u> はくを煩迫している場合は、原定しない。

8 利用者に対して、指定介護予集運所等へピリテーションの利用を開始した日の属する

2~2

りから起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月

につき次に掲げる単位後を呼ば単位数から減算する。

证動器機能向上加算

255单位

割 九 次は掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方 送れまり、精道体果角重に対し、老鑵馬長が定める様式による届出を行って、利用者の道 駒森の機能向上を口的として個別的な実施されるリスピリテーションであった。利用者の **心身の状態の維持又は向上に強すると認められるもの(以下この往及び下において** 器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置していること。

破領士、看護機員、全護機員その他の職種の者が共同して、運動な機能向上計画を作成 **宮田母の運動器の篠鶴を包田田祭時で指揮し、区間、国学療法士、先送療法士、** していること。 **∀**| ⊔|

ハー 利用者ごとの運動器機能向上計画汽籠で図覧区は医院の指示的機等を相談機選出、作 業療法上スは言語地第上若しくは看護戦員が運動器機能向上サービスを行っているとと もに、利用者の運動器の機能を定期的に記録しているこ

利用者ごとの運動器機能向上計画の選渉状況を定期的に評価していること。

別に原生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション 事業所であること。

こ 米紙アカスメソト 百種

※に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方 法により、補道権果知事に対し、老健局長が定める様式による雇用を行い、かり、指定介 戦予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対して、管理条数1が介護職員等と共 する。ただし、当該利用者が栄養装蓄加算又は選択的サービス複数実施加算の算近に係る 同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決でくき課題を加越す ることをいう。以下この注において同じいを行った場合は、1月につき所定単位数を加算 米液改造サービスを受けている間及び当該栄養改造サービスが終了した「の属する月に、 算定しない。

(学) (学) (学)

(誓) く~!!

る方法により、報道体景知事に対し、老他局長が定める様式による同田を行った指定介護 善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につ き次に掲げる単位数を呼近単位数に加算する。ただし、この場合において、同月中に利用 子防領所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改 注 別に厚生労働人にが定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する。 ト 選択的シーロス複数実施加算

具

(前る) (前る) (前る) (前る) (前る) (前る) (前る) (前る)	金の改善等を支加している が果りまだ対し、老権局長 ラーンコン 小菜所が、利用 合は、当該基準に掲げるいずれかの 常は第定しない、 た単位数の1000分の86に相 た単位数の1000分の86に相 を単位数の1000分の66に相 を単位数の1000分の66に相 を開する方法により、 を相対を表すが通過所リハビ ごが、利用者に対し、指定 こが、利用者に対し、指定 いずれかの加算を算定して。 いずれかの加算を算定して。	立ており、運動機構的上サービス、栄養板達りービススは口配機整面上サービスを製造 している場合においては、次に物が各々の他の助算は発電しない。 している場合においては、次に物が各々の他の助算は発電しない。 19 選択的サービス機械通過算正 の 選択的サービス機械通過算正
---	--	--

具

日馴金 日己1月8年3時令

辦

969

(号 83 策校号)

		 主 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子指報処型組織機を使用する方法により、都道確果知事に対し、老種局技が定める様式による国用を行った指述介護予防通所リハビリテーション等所のよりデニン事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリデーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に行力し、指定介護予防通所リハビリデーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数を所定単位数をの定すを済むる。ただし、次に掲げる単位数を可定単位数を所定を確認を 	
イからりまでにより算定した単位数の1006分の73に イからりまでにより算定した単位数の1006分の76に イからりまでにより算定した単位数の1006分の63に イからりまでにより算定した単位数の1006分の58に イからりまでにより算定した単位数の1006分の56に イからりまでにより算定した単位数の1006分の56に イからりまでにより算定した単位数の1006分の56に		- 1 からりまでによりが近した中心效の1000分の28kc	
(3)	自当する単位数 全議議員等処遇改善加第(Vin) 日当する単位数 介護総員等処遇改善(Jin)第(Vin) 日当する単位数 介護職員等処遇改善(Jin)第(Vin) 介護職員等処遇改善(Jin)第(Vin) 企業を必要を数	14. 工程表层设建的设置设置加度的图像。 相当等多单位数 (加多)	(空順)
(등 82 第代号)	一种	1 日獅金 日	91月8年3時6 769

別紙1 ド指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

新	皿
第1 届出手続の運用	第1 届出手続の運用
1 届出の受理	1 届出の受棄
(1) (略)	(1) (略)
(2) 電子情報処理組織による届出	(2) 電子情報処理組織による届出
① (1)の規定にかかわらず、届出は厚生労働省の使用に係る電子計算機	① (1)の規定にかかわらず、届出は電子情報処理組織(届出が行われる
(入出力装置を含む。以下同じ。) と届出を行おうとする者の使用に係	べき行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用す	じ。)とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で
る方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労	接続した電子情報処理組織をいう。ただし、当該行政機関等の使用に
働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録	係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与
されるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)や電	される場合は、その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機
子メールの利用等により行わせることができる。	能を備えているものに限る。以下同じ。)を使用する方法により行わせ
田27日年泰尹用4次一年が日(より)に、大いからは、東京の世界に、の)	してさくのう。
(1/9/2/2/1/1/1/1/1/2/2/3/1/2/2/2/2/2/2/2/2/2	(A) IIX)
七川凄又抜中仏数女においく、电丁情報処理組織を使用する力はによってよるまでにたる、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、一つ、	
るとら707年日につかては、電子情報や単組織を使用する方法(へむきのこ、 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	
nft.	
あっては、電子メールの利用その他の適切な方法)により行わせるこ	
ととする。なお、都道府県知事等が電子情報処理組織を使用する方法	
による届出の受理の準備を完了するまでの間は、この限りでない。	
③ ①、②の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出につ	② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出について
いては、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の	は、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該
当該届出に関する通知の規定を適用する。	届出に関する通知の規定を適用する。
④ 電子情報処理組織を使用する方法や電子メールの利用等により行わ	③ 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出
7	を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ
備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達した	の記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
ものとみなす。	
(3)~(2) (略)	(3)~(5) (略)
(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期	(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期
届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)	届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)
については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業	については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業
者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされ	者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされ
た場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を	た場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を

開始するものとすること。

ただし、合和6年4月から算定を開始する加算等の届出については、 前記にかかわらず、同年4月1日以前になされていれば足りるものとす

届出事項の公開

届出事項については都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 522 条の 19 第 1 項の指定都市 (以下「指定都市」という。)及び同法第 522 条の 22 第 1 項の中核市 (以下「指定都市」という。)及び同法第 522 は中核市。以下同じ。)(指定居宅介護支援事業者に係る届出事項については、市町柱。)において閲覧に供するほか、事業者に係る届出事項については、市町村。)において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載することになること。また、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表)なの44 各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報公表制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、居宅療養管理指導については、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができる。

(盤) 9~

第2 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項

三三三三

- (1) 算定上における端数処理について
 - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四格五人)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(削る)

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業

開始するものとすること。

ただし、 $\frac{2413444}{641}$ から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年4411以前になされていれば足りるものとす

2 届出事項の公開

届出事項については都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市。以下同じ。)(指定居宅介護支援事業者に係る届出事項については、市町村。)において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示することになること。

3~6 陽

第2 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項

1 通則

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五人)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗いていくまでになる。

じていく計算になる。
<u>この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する</u> 基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則 第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理 (四捨五人)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる 単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業

 $^{\circ}$

所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合等については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定する、これまえ

(例1) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の25%を加算387×1.25=483.75→484単位

・この事業所が特定事業所加算IVを算定している場合、所定単位数の 。 ※ キー等

 $484 \times 1.03 = 498.52 \rightarrow 499$ 単位

* $\frac{387}{1.05}$ ×1.25×1.03= $\frac{498.2625}{1.03}$ として四捨五入するのではない。

(例2) 訪問介護 (身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象と なる単位数の合計に 15%を加算

 387×6 回=2,322 単位

 $2,322\times0.15=348.3\to348$ 単位

金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満 (小数点以下) の端数については「切り捨て」とする。

(例)前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合

(地域区分は1級地)

499 単位×8 回=3,992 単位

3,992 単位×11. 40 円/単位=45,508.80 円→45,508 円

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数 (整数値)である。

(2)・(3) (略

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについ

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞ

所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合等については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1) 訪問介護(身体介護中心 20分以上30分未満で250単位)

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の 25%を加算 250×1.25=31<u>2.5→313</u>単位

・この事業所が特定事業所加算IVを算定している場合、所定単位数の 5%を加算

 $\overline{313} \times \underline{1.05} = \underline{328.65} \rightarrow \underline{329}$ 単位

*250×1.25×1.05=328.125として四格五入するのではない。

(例2) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で396単位)・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

 $396 \times 6 回 = 2,376$ 単位

 $\frac{2,376}{}$ ×0.15= $\frac{356.4}{}$ → $\frac{356}{}$ 単位

2. 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満 (小数点以下) の端数については「切り捨て」とする。

(例) 前記①の事例 (例1) で、このサービスを月に8回提供した場合(地域区分は1級地)

329 単位×8回=2,632 単位

2,632 単位×11.40 円/単位=30,004.80 円→30,004 円

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単単位数 (整数値)である。

(2)・(3) (隔)

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについ

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞ

¢.

れの所定単位数が算定される。例えば、家庭の裕槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント (利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護(身体介護中心の場合)と訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については 387 単位、訪問看護については 823 単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

こんがよいなができます。 それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に 100 分間訪問し、夫に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)を提供した場合、夫、妻それぞれ 387 単位ずつ算定される。 ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。また、要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び介護保険法第115条の45第1項第15イに規定する第一号訪問事業(指定事業者によるものに限る。)を利用した場合も同様に、訪問介護費の算定に当たっては、要介護者へのサービスに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けること。生活援助についても、適宜所要時間を振り分けた上で、要介護者に係る訪問介護費を算定すること。

- ・(7) (縣)
- (8) 常勤検算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤検算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとお
- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年注律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児体業、介護体業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年注律第76号。以下「育児・介護体業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24

れの所定単位数が算定される。例えば、家庭の裕構で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント (利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護(身体介護中心の場合)と訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については 396 単位、訪問看護については 321 単位がそれぞれ算定されることなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用 した場合の取扱いについて

こかにかない。 こかにあるが、 これぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づ ける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に 100 分間訪問し、夫に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に 50 分の訪問介護(身体介護 中心の場合)を提供した場合、夫、妻それぞれ 396 単位ずつ算定される。 ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分ける こととする。また、要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間 帯に訪問介護及び介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 一号訪問事業 (指定事業者によるものに限る。) を利用した場合も同様に、 訪問介護費の算定に当たっては、要介護者へのサービスに標準的な所要 時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けること。生活援助につい ても、適宜所要時間を振り分けた上で、要介護者に係る訪問介護費を算

- (2)・(9)
- (8) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤検算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとお
- りとすること。

 ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 法律第 113 号) 第 13 条第 1 項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第 1項、同条第 3 項及は同法第 24

条に規定する所定労働時間の短縮等の措置者しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置(以下「肯児」介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

3) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法 (昭和22 年法律第49号) 第65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する肯児休業、同条第1号に規定する育児休業、同条第1項(第2号に保業に関する前度に準ずる指置文は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる指置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとす

(経) (6)

100 合和6年4月から5月までの取扱い

① 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を 改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)において、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅擦養管理指導費及び通所リハビリテーション費(B宅焼養管理指導費及び通所リハビリテーション費(以下「訪問看護費等」という。)に係る改正は令和 6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の 訪問看護費等の算定は、「「指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具 貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関

条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤検算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条に規定する体業、母性健康管理措置、育児・介護体業法第 2 条第 1 号に規定する育児体業、同条第 2 号に規定する育児体業、同条第 2 項の育児体業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定により同項第 2 号に規定する育児体業に関する制度に準じまがられる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に及りれる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとす

。 (6)

(3) (平日 (4日三日)

 \mathbf{r}

する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和6年3月15日老高発0315001号老認発0315001号老健発0315001号)による改正前の本通知に基づき実施するものとする。

② 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を 改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)において、介護職員 処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースア ップ等支援加算(以下「処遇改善3加算」という。)の一本化は令和 6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の 処遇改善3加算の内容については、別途通知(「介護職員等処遇改善 加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に ついて」)を参照すること。

2 訪問介護費

(1)・(2) (略)

(3) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で65単位、45分以上で130単位、70分以上で195単位を加算する方式となるが、1回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き生体介護を行ってもよい。

(例)寝たさりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。

ゟ゠゠ヹヸ゚ゕ゠ゖヺゕヸ。 『具体的な取扱い』「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを 基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

・身体介護中心型 20 分以上 30 分未満(<u>244</u>単位)+生活援助加算 45分 (130 単位)

・身体介護中心型30分以上1時間未満(387単位)+生活援助加算20

2 訪問介護費 (1)・(2) (略) (3) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い。

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う 必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、 適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体 介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、 「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、 身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で67単位、45分以上で 134単位、70分以上で201単位を加算する方式となるが、1回の訪問介 護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判 断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生 活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き生 体介護を行ってもよい。

(例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、 居宅の掃除を行う場合。

居室の掃除を行う場合。 [具体的な取扱い]「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを 基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

・身体介護中心型 20 分以上 30 分末満 (<u>250</u> 単位) +生活接助加算 45 分 (<u>134</u> 単位)

·身体介護中心型 30 分以上1時間未滿 (396 単位) +生活接助加算 20

- 利用者ごとに注 21 に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、 者全員に対して算定できるものであること。
- ②~4 (器)

△ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通 所介護を行う場合について

同一建物の定義

注23における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上 物の一階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊 下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や 又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建 道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法 人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であ っても該当するものであること。

(7)

送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら指定通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定 通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定通所介護事業所の従 業者が利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を実施していな い場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、<u>注23</u>の減算の対象と なっている場合には、当該減算の対象とはならない。

(24)・(25) (18) (18) サービス提供体制強化加算について

① 3<u>1</u>3<u>4</u>から®までを参照のこと。

訪問介護と同様であるので、2の個を参照されたい。 介護職員等処遇改善加算について

(削る)

8 通所リハビリテーション費

利用者ごとに注19 に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、 者全員に対して算定できるものであること。

②~④ (器)

注21における「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上 200 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通 又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建 所介護を行う場合について ① 同一建物の定義

物の一階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊 下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や 道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法 人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であ っても該当するものであること。

(3)

送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら指定通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定 通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定通所介護事業所の従 業者が利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を実施していな い場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注 21 の減算の対象と なっている場合には、当該減算の対象とはならない。

(図) (略) (図) サービス提供体制強化加算について

① 3(9)(4)から(8)までを参照のこと。

訪問介護と同様であるので、2の<u>幽</u>を参照されたい。 介護職員処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算について (97) 訪問介護と同様であるので、2の巛を参照されたい。 介護職員等ベースアップ等支援加算について (23)

訪問介護と同様であるので、2の例を参照されたい。

通所リハビリテーション費 ∞

 \exists

通所介護と同様であるので、7(7)を参照されたい。 災害時等の取扱い

 \widehat{S}

- 訪問介護と同様であるので、2400を参照されたい。 高齢者虐待防止措置未実施減算について (3)
 - 業務継続計画未策定減算について

(4)

- 法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置してい 1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションにおける理学療 通所介護と同様であるので、7(3)を参照されたい。 る事業所の加算の取り扱いについて (9)
- おいて行うリハビリテーションについて、当該リハビリテーションを実 注5における「専従」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所に 施する時間に専らその職務に従事していることで足りるものとするこ
 - (盤) (Z) (B) (B) (B)
 - 訪問介護と同様であるので、2<u>49</u>を参照されたい。 [10] 平均利用延入員数の取扱い ①~④ (器)

注8の取扱い

- 平均利用延人員数が 750 人超の事業所であっても、算定する月の前 月において、以下に示す基準を満たしている場合は、通常規模型通所 リハビリテーション費を算定することができる。 (1)
- 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定 /た利用者の割合が 80%以上であること。利用者の総数とは、前月に 当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所 ハビリテーション計画上位置づけている者の人数とする。
- **業療法士又は言語聴覚士 (以下、理学療法士等) が、利用者の数を 10** で除した数以上確保されていること」の要件の算出式は以下の通り 「専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、 とする。 9

(2) 災害時等の取扱い

通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。

(新設)

(新設)

法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置してい (3) (略)(4) 1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションにおける理学療 注3における「専徒」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所に おいて行うリハビリテーションについて、当該リハビリテーションを実 施する時間に専らその職務に従事していることで足りるものとするこ る事業所の加算の取り扱いについて

訪問介護と同様であるので、2<u>伽</u>を参照されたい。 (8) 平均利用延人員数の取扱い 注6の取扱い (5) · (6) (7) (7)

 $\mathbb{O}^{\sim}\mathbb{4}$

(新設)